

平成 25 年度 法科大学院（法務研究科）既修者認定試験

民事法（民法・商法）問題紙

B日程

平成 25 年 2 月 24 日

10 : 00～12 : 30（150 分）

（220 点）

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 民事法の問題紙は 1 ページから 3 ページである。

| 科 目 名 | ページ |
|-------|-----|
| 民 法 | 1～2 |
| 商 法 | 3 |

3. 解答用紙は、3 枚である。解答用紙の追加は認めない。

| 科 目 名 | 枚数 | 配点 |
|-------|-----------------|-------|
| 民 法 | 問題 1、問題 2 の 2 枚 | 120 点 |
| 商 法 | 1 枚 | 100 点 |
| 合 計 | 3 枚 | 220 点 |

4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

民 法

(配点 120 点)

問 1 (各 10 点)

以下の(1)～(6)の記述には一部誤りがあります。根拠を簡潔に示した上で、どの部分が誤っているか指摘して下さい。なお見解に相違がある部分については判例の立場に従って検討して下さい。

(1) 亡AをBとCとが相続したにも拘わらず、Bが亡Aの所有していた甲土地について相続を原因としてB単独名義で所有権移転登記を経由した上で、甲土地をDに譲渡してDに対する所有権移転登記をした場合、Cは亡Aの相続を原因とする甲土地の持分取得をDに登記なくして対抗することはできない。

(2) 土地を目的とする一番抵当権設定当時、土地と建物の所有者が異なっていたが、その後土地と建物が同一人の所有となり、土地に次順位以下の抵当権が設定された場合については、次順位抵当権との関係で民法388条の要件が充足されるから、たとえ当該土地について抵当権が実行されて一番抵当権が消滅するとしても、法定地上権が成立する。

(3) 離婚に伴う財産分与が、一般債権者の共同担保を減少させる結果になる場合には常に詐害行為の対象となる。

(4) 建物とその敷地の賃借権が売買契約の目的とされたが、敷地に賃貸人において修繕義務を負担すべき欠陥があった場合には、建物の買主は民法570条に基づき当該売買契約を解除することができる。

(5) 請負契約の目的物に瑕疵があり、請負人が当該瑕疵について瑕疵修補に代わる損害賠償債務を負うにも拘わらずこれを履行しない場合であっても、このことを理由として注文者は報酬全額の支払いを拒むことはできず、履行期を徒過していれば、報酬債務について履行遅滞の責任を負う。

(6) 民法 724 条の 20 年の期間の起算点である「不法行為の時」とは、「加害行為が行われた時」のことを指す。このことは、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合であっても異なるものではない。

問題 2 (各 30 点)

以下の問 (1)、(2) について理由を付して答えなさい。

(1) A は、B の C に対する 500 万円の貸金債権を担保するために、自己の所有する甲土地に抵当権を設定し、設定登記を済ませた。B の債権は、期限の定めのないものであったが、消費貸借契約締結および貸金の交付の時から 9 年と 11 ヶ月経過した時点で、A は、抵当権が実行され甲土地の所有権を失うことを恐れて、B に対して代位弁済をする旨を申し出た。その後、実際に弁済がなされない間に、消費貸借契約締結 (貸金交付) から 10 年が経過し、A は、B の債権について時効が完成したとして消滅時効を援用し、B に対して抵当権設定登記の抹消を請求した。A の請求の当否について検討せよ。

(2) A は、B が未成年者であることを知らずに、B に対して、自己の所有するオーディオ機器を C に売却することを委任した。B は、受領した代金を遊興費に充てる目的で、A の代理人として、オーディオ機器を C に売却し、受領した代金を遊興費に費消した。A が B に対して受領した代金の引渡を求めたところ (646 条)、B は、親権者の同意がないことを理由に A との委任契約を取消した。

上記設例において、B が A の代理人としてした C との売買契約の効力について検討せよ。また、A C 間の売買契約が有効であるとする場合に、A は、B に対して、受領した代金について不当利得であるとして返還を請求した。A の請求の当否を検討せよ。

商 法

(配点 100 点)

問題 (100 点)

Y株式会社(公開会社)は、平成24年6月24日に株主総会を開催し、計算書類の承認、取締役の選任等について決議し、これらの件についてはいずれも圧倒的多数をもって可決された。Y社の総議決権数の0.1%を有する株主であるXは、自分自身が経営上・法律上の知識を有していないことを理由に、弁護士A(Y社の株主ではない。)に対して、当該株主総会における議決権行使を委任していたところ、Aは、当該株主総会の開催当日、委任状を総会会場の受付に提出し、代理人として総会に出席しようとしたが、受付の担当者から入場を拒否された。そこで、議決権の代理行使を認められなかったXは、平成24年9月5日に、当該株主総会決議取消の訴えを提起した。なお、Y社は、定款で「株主総会における議決権行使の代理資格は同社の株主に限る」と定めている。ちなみに、Xは、平成25年1月23日になって、Y社の総議決権数の0.5%を有する株主であるBには、当該株主総会の招集通知が発せられておらず、したがって招集手続に違法があるとの主張を追加している。当該株主総会決議は取消されるであろうか。